

令和3年度
長野県住宅審議会（第2回）
会 議 録

日 時：令和3年8月19日（木） 午後2時から
（Web会議システムにより開催）

長野県建設部

令和3年度長野県住宅審議会（第2回）

日 時：令和3年8月19日（木）

午後2時～

（web会議システムにより開催）

1 開 会

○事務局（建築住宅課 宮澤企画幹）

それでは、定刻前ではありますが、皆さんお揃いでありますので、ただ今から長野県住宅審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます建築住宅課企画幹の宮澤でございます。

本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは会議に先立ちまして建設部長の田下より挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○田下建設部長

はい。それでは皆さん、こんにちは。部長の田下でございます。住宅審議会の開催に当たりまして御挨拶申し上げます。本日は委員の皆様におかれましては、公私共ご多用のところ御出席いただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

また、日頃から住宅行政をはじめといたしまして、県行政の推進に御支援いただきまして改めて感謝を申し上げます。

御案内の通り、報道で何回も流れておりますが、このお盆の間に県全域で異常な降雨を記録しております。災害が多発しておりまして、皆さんの生活にもご迷惑をおかけしているところがございますが、道路については部分的にまだ片方側通行のところもございますが、供用開始ができてきているような状況になっております。

こうした異常気象によります災害レベルの降雨の発生確率、ここ3年を見ても年を追うごとに高まっているように実感しているところがございます。災害の備えとして道路、河川、砂防など県土の強靱化のためのハード的な対策はもちろんのことでございますが、長期的には脱炭素社会の実現に向けた対策など、災害に対して備えをするために着実にこういった対策を進めてまいらないといけないと考えているところがございます。このためにも一人一人の住生活における対応を改めて重く感じているところでございます。

「長野県住生活基本計画」でございますが、5月に第1回の住宅審議会におきましてお示した骨子（案）に対する委員の皆様からの御意見を踏まえまして、計画案の策

定作業を進めているところでございます。

本日は事務局にて策定した素案をお示しさせていただきます。

本日の審議会において、委員の皆様から頂戴いたします御意見・御提案を基として、計画案をさらに精査し、9月中の開始を目途にパブリックコメントを実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、本日はこのほか専門委員会で検討を行っている信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）でございしますが、これの指針や県営住宅プランの見直しについても御説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂戴できましたら幸いです。

本日は十分な御審議をいただきますよう、くれぐれもよろしく願いいたしますと御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（建築住宅課 宮澤企画幹）

本日の審議会は、委員10名のところ、小松委員が御都合により欠席され、委員9名の皆様に御出席をいただいております。

長野県附属機関条例第6条2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで申し訳ありませんが、田下建設部長は所用により退席させていただきます。

○田下建設部長

それではよろしく願いいたします。

3 議事

○事務局（建築住宅課 宮澤企画幹）

次に、本日の審議会資料の確認をお願いいたします。お手元のほうに資料1-1長野県住生活基本計画の（素案）の概要、同じく資料1-2長野県住生活基本計画（素案）、資料1-3第1回長野県住宅審議会における意見・提案要旨と対応について、資料1-4住生活基本計画（全国計画）と長野県住生活基本計画（素案）の対応関係、資料2-1第3回信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）推進指針検討による専門委員会議事録、資料2-2信州型ゼロエネ住宅（仮称）指針の設定等について（案）、資料2-3ゼロエネ化のために必要な外皮性能と太陽光発電容量、資料2-4試算用プラン、最後に資料3長野県県営住宅プラン2016の見直しについて、以上ですが不足はございませんでしょうか。

なお、本日はおおむね 16 時を目途に終了させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここからの会議の進行は、長野県附属機関条例第 6 条第 1 項の規定により、武委会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○武委会長

皆さん、こんにちは。コロナがここまで長引いてくると本当にいよいよ住まい方そのものを問い直すというのが本当に実感として出てきたのではないかという感じがいたします。

それを踏まえてか、やはりウッドショックのかなり先物価格が下がっているというのが話は聞きますけれども、やはり実際価格とか流通はかなり長引くのではないかという観測となってくるような気がしてしまっていて、そういう意味でもいよいよ新しい住まい方を考える時期にきているということを実感いたします。

今日の議事はいずれも前回、あるいは前々回から、かなり皆さんにももんできてもらっているところでして、そろそろ着地点はどうするかという仕上げの段階に入っているかと思えます。

ですので、より一層皆さんから活潑な御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、ここから議事に入りたいと思えます。最初の議事です。「長野県住生活基本計画の変更（素案）について」まず事務局のほうから御説明いただきたいと思えます。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

建設部建築住宅課の泉と申します。よろしくお願いいたします。

「長野県住生活基本計画」の変更（素案）についてを御説明させていただきます。前回 5 月の会議では骨子案を基に「長野県住生活基本計画」の変更の方向性についてご審議いただき、貴重な御意見、御提案をいただきました。それらを踏まえまして変更案の作成を進めてまいりましたので御説明申し上げます。

資料を 4 つ御用意しております。資料 1-1 は、住宅施策体系を A3 判に整理したものです。資料 1-2 が素案の全文となっております。資料 1-3 は、前回の審議会でいただいた御意見の一覧で、どのように素案に反映されているかその対応を示したものとなっております。資料 1-4 は、全国計画との対応関係でございます。都道府県計画につきましては、全国計画に即して定めることとされておりますので、その状況について一覧にまとめております。

資料は事前にお送りして御覧いただいているかと思えますので、審議に十分な時間が取れますよう、説明は極力短時間に収めたいと思えます。それでは、まず先に資料 1-2 を御覧ください。

資料1-2は、素案の全文になりますが、表紙をおめくりいただきまして目次を御覧ください。変更計画の素案はご覧のようになっております。まず第1章として「計画の趣旨」として策定の目的、経過、背景、位置づけ、計画期間というものを定めております。

それから、第2章で「住宅施策を取り巻く状況」、こちらのほうはグラフ等を用いて概況を把握いただけるようにしております。

それから、第3章につきましては「基本理念と目標」として、計画の基本理念、基本的な視点、目標、施策体系を記載しております。

さらに、4章、5章で住宅施策の展開で5つの目標ごとに現状の課題と施策の展開を記載して第5章で推進体制と目標達成指標について記載をしております。

最後に付属資料としまして、当審議会における御審議や今後行われるパブリックコメント等の策定経過、並びに専門用語等の解説を今後掲載していく予定でございます。

計画は、以上の構成としておりまして、次の1ページ以降に本文を掲載しておりますが、この中から抜粋した施策体系というものを資料1-1として作成してありますので、そちらのほうを御覧ください。

こちらが新たな長野県住生活基本計画の住宅施策体系になります。一番左側の列は基本理念と基本的な視点になります。前回の骨子案でお示した通り、「育まれた資源を次世代に住み継ぎ、持続可能な地域共生社会をめざして」～しあわせ信州“住まい方ビジョン2030の実現～を掲げております。

その下側の「基本的な視点」に記載の3つの視点も前回お示したところでございます。その1列右側につきましては、こちらも前回審議会でお示しました5つの目標になります。この目標の達成を目指して、基本的な施策と展開をその右側に示しております。

一つ目の「脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり」の目標では、主に住まい単体に焦点を当てたものでございまして、記載の4つの柱を立てております。「脱炭素の住まいづくり」は2050ゼロカーボンに向けた施策、【地消地産の住まいづくり】は県産材利用についての施策、「健康長寿に寄与する住まいづくり」はヒートショック対策やバリアフリー化についての施策、「自然災害に備えた住生活の強靱化」は住生活の強靱化に関する施策としております。ここでは既存の施策のみならず、エネルギー管理だとかライフサイクルCO₂、今回災害がございましたがレジリエンス性を備えた住まいなど新しい観点の施策を設けています。

二つ目の目標です。「多様な変化やニーズに応じた住まいの選択」の目標では、住みこなしに焦点を当てたもので、記載の4つの柱を立てております。「移住・二地域居住の推進」は移住や二地域居住に関する主な施策になります。「ライフステージに応じた住まいの選択」はライフスタイル、ライフステージによる住み替えや住みこなしについての施策、「住まいの適切な維持管理と空き家の活用」は、住まいに関する維持管理

と空き家の施策になります。「既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大」は既存ストックに関する流通・リフォームに関する施策を立てております。

コロナ禍となってからすでに1年以上が経過しまして、地方に移住しても転職せずに仕事を続けられる社会になってきたことだとか、昨年度行いましたアンケート結果からライフステージに応じた住み替えをしてみたいという方が3割程度もいらっしゃるということだとか、中古住宅に対する抵抗感が少なくなってきたというところから、特に既存ストックに絡めた施策というふうにしております。

三つ目の「ひらかれ、つながり、ささえあう暮らしの実現」の目標では、コミュニティに焦点を当てたもので、記載の3つの柱を立てております。「高齢者が健康で安心して生活できる暮らしの実現」では、「長野県高齢者居住安定確保計画」を位置づけておりまして、高齢者の住まいに関する施策を立てております。「多様な世代が支えあう暮らしの実現」は多世代が交わり、支え合い、共生する施策、「信州の魅力を継承する暮らしや住まい方の実現」は、美しい景観やコンパクトなまちづくりに関する施策としております。

四つ目「誰もが安心して暮らせる住まいの提供」の目標では、こちらはセーフティネットに関するもので、記載の3つの柱をたてております。「地域的・社会的ニーズに応じた公営住宅の運営」では、公営住宅に関する施策、「住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの充実」では、「長野県賃貸住宅供給促進計画」を位置づけておりまして、住宅確保要配慮者に対する住宅供給に関する施策、「非常時における住まいの応急・復旧体制の強化」は、災害時の住宅確保再建に関する施策としています。

五つ目の「地域経済を支える住生活関連産業の発展」の目標では、住生活関連作業に焦点を当てたもので、記載の3つの柱を立てております。「脱炭素の住まいづくりを担う地域住宅産業の基盤強化」につきましては、あえて目標1にもありました脱炭素を特に強調した地域住宅産業に関する施策を、「住生活産業の多角化成長」はストックビジネスの活性化等に関する施策を、「先端技術を活かした住産業、経済循環の促進」につきましては、デジタル化や先端技術を活かした施策となっております。

一番右の列は、住宅施策の展開を幅広く記載しておりますが、最終的にはもう少し絞り込んでいきたいというふうに考えております。

資料1-3及び資料1-4につきましては、個別の説明は割愛させていただきますが、資料1-3は前回の会議でいただいた意見や御提案についてその対応を表にしたものであり、御覧の通りでございます。

それから資料1-4につきましては、全国計画と県計画の対応関係でして、左半分につきましては、全国計画の各目標であり、色付きで目標番号を記載しているものが、右側に記載の県計画の目標と対応する番号で、御覧の通り基本的には、県計画にも全て取り込んでいるという状況でございます。

最後に資料1-2の本文になりますけれども、現時点では素案ということで文字やグ

ラフが主体となっております。データも前回の国勢調査の結果を用いておりますが、今年の11月に国勢調査の基本集計が公表された際に、時点修正をいたしまして、またイラストや写真等を加えた上でレイアウトを整えまして、見やすさ、わかりやすさの向上を図ってまいりたいと考えております。

指標についても統計等により、定量的に把握できるものを設定していきたいというふうに考えております。

また、今後ですが、先ほど部長のあいさつにもありましたように9月中にパブリックコメントを取りたいと思っております。また、市町村等への意見照会を行いまして、その意見を反映したものについて、次回の審議会へお示しできればというふうに考えております。長くなり恐縮ですが、資料の説明は以上でございます。

○武者会長

はい、ありがとうございました。今事務局からご説明いただいた通り、素案という形で具体的な正確な内容が見えてまいりました。

特に今回、資料1-1で一覧表が出ておりますけれども、事務局からも先ほど絞り込みたいというような少しお話がありましたが、これはまず特に右側の住宅施策のところは一つのたたき台というところで、ざっと一覧で出してみたというところですね。

ですので、ここからかけているもの、あるいはこれは特にまだ頭出しまでは必要ないんではないか、そういった意見があればいいんですが、いかがでしょうか。気になったところからどこからでも結構ですけれども、お願いしたいと思っております。

下平委員さん、前回エネルギーのご指摘いただきましたけれど、今回こんな形で1-1ということでかなりこのゼロエネルギー、ゼロカーボンの話が出ていますけれどもいかがでしょうか。

○下平委員

われわれも建築士同士で話したいなど、議論したいなというふうな思いはあるんですけど、コロナでなかなかできなくて、ウッドショックのこともあり。もう少し考えさせてください。

○武者会長

はい、ありがとうございます。他にもしお気づきの点、どこからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。田中委員さん、何かありますでしょうか。

○田中委員

資料をありがとうございます。全体的に「しあわせ信州“住まい方”ビジョン 2030」をうまく取り込みながら、またそれにいろいろ肉付けしていただいて、よくまとまっ

てきているのかなというふうに、盛り込んでいただいてありがたいなというふうに思っています。

確かに、いろいろ絞り込みたいと、総花的な感じになってしまっている部分もあるんですが、ちょっと見て感じた感想としましては、住生活の目標に対して基本的な施策があって、住宅施策の展開というところがあるんですが、同じ言葉というか、例えば1-1の1番、住まいの省エネルギー化の促進と3番の高性能省エネルギー住宅の普及促進と、例えば1-3の1の断熱性能等を備えた住まいづくりの普及促進と快適で健康な住宅の確保みたいなのところが同じ言葉が出てきている部分があって、もしまとめられればまとめるといいのかなと。この6と7のスマートハウスの導入促進と住宅内におけるスマートな設備・機器の導入促進と、これは主従関係なのか分からないのですが、どこをまとめられるか。まとめた上で、もし可能なら住宅施策の展開で1-1にあった例えば住まいの省エネルギー化促進と断熱住宅促進みたいな形になっていたとすれば、それが同じ言葉が例えば1-3の健康長寿住まいづくりに出てくると、また下に住宅の各施策があると思うんですが、違う住まいづくりというか基本的な施策なんだけれど同じところにつながってくると同じ方向でできることが分かれば、よりつながりが出てきて全体的に目標に向かっていくというイメージになりやすいのかなという、すみません。ちょっとうまくまとまっていないのですがそういうふうに思いました。

それともう1点は、前回私が出させていただいた意見で、例えば長野県森林づくり指針との連携を図るというようなお話もあったと思うんですが、そんな連携を図る指針というか長野県内の施策なんかも明記できたりとか分かりやすく明記できれば、県全体としてやっていくというふうなイメージの住生活基本計画になるのかなというふうに思うのと、最後にもう1点何かを言おうと思ったんですが、すみません。忘れちゃいました。また思いついたらお話させていただきたいと思います。今考えられることは以上です。すみません、ありがとうございます。

○武者会長

ありがとうございます。また思いついたら3点目よろしくお願いします。今2つ出していただきました。1つは全体的にいくつか重複感があるというか重複というか階層関係にあるというような内容があるかと思うんですね。その辺をちょっと整理していただくということですね。

それから2点目のちょっと聞き取りづらくて何との連携とおっしゃいました？

○田中委員

例えば、この前、私も言った林業の関係だと例えば、この住生活基本計画ではなくて長野県森林づくり指針のほうに林業の持続可能な林業の生産活動のために担い手確

保育成という取り組みはそっちのほうにあるとような形であると。

でもその指針とこの住生活のほうは連携を取っていくという形だというふうに思いますので、そういう連携を取っていくほかの県の指針というものがあればそういうものをしっかり明記できると長野県内同士の指針がうまくつながって、より推進力を持つつか、実効性を持つような形に示せばいいのかなというふうに考えていました。

○武者会長

ありがとうございます。すみません。重要な指摘ですよ。確かに住宅政策は、より今後、縦割りでは対応できないことが増えてくると思いますので、そのときに例えば林業とどういう関連性があるのか、それぞれの個別計画同士の横のつながりがもう少し見えるようになるというのは非常に重要かと思います。その辺もし、表記として工夫することがあれば、このところはこういう個別計画と連動しているということで見せ方ができればと思いますけれども、何か事務局のほうで今の件についてありますでしょうか。なければならないでいいんですけれども。

○小林建築技監兼建築住宅課長

御意見ありがとうございます。森林づくり指針も含めまして、関係各課のいろいろな計画があります。横のつながり、つながりというようなことで非常に抽象的ないつも話で終わっちゃうんですが、できるだけ具体的な書き込みといいますか、展開する事業も含めてですね、書き込めるところはできるだけ具体的なものを書き込んでいきたいなと思っております。

あと、すみません。最初のほうで住宅政策の展開という部分がやはり総花的といいますか、実はこれでもかなり整理はした部分があったと思うんです。最初の案はもっとこの倍ぐらいあったんですが、だいぶそこら辺は整理をしたつもりなんですけど、まだ若干整理をしきれていないというのがあります。

項目で重いのもあれば非常に軽いというか、改めてそこだけ出さなくてもいいのかなというものもありまして、落とすということではなくて、当然本文の中では入れていくのですが、章立て、節立ての中でもうちょっと整理ができないかなというのは思っております。ご指摘はごもっともでございまして、例えば住まいの省エネルギーの促進とかスマートハウスの導入促進とか、内容を詰めていくと微妙に違うんですけれども、そこら辺は見ただけでは分かりづらいという部分もありますので、そこは分かりやすく伝わるように、用語の解説等も折り込みながら、整理をしていきたいというふうに思っております。

○田中委員

ありがとうございます。

○武者会長

そうですね。課長さんおっしゃるように施策の番号の中でもレベルの軽重が確かにありますよね。その辺、整理されていくと結構まとまってくるような気がしますね。他はいかがでしょうか。お気づきの点ありましたら、下平委員さんですかね。お願いします。

○下平委員

先ほどはすみませんでした。1－4の「自然災害に備えた住生活の強靱化」に災害発生危険区域の云々っていうのがあるんですけども、岡谷でもこの間災害があったわけで、むしろこの部分は4－3「非常時における住まいの応急・復旧体制の強化」のほうに入っていくのかなというふうに思いました。

それで1－4においては、豪雨災害というよりも耐震化の促進であるとか安心して暮らせる郷土とかそういうところを表現していったほうがいいのかとちょっと思いました。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。具体的に意見いただきましたけどいかがでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

ありがとうございます。まず、防災関係ですが、4－3につきましては、行政側の災害対応ということでまとめさせていただいております。

1－4につきましては、こちらの趣旨としては今まではいわゆる災害対応ということで、例えば耐震にしても大きな地震があっても最低限、生命安全は確保しようという中で進めてきたところですが、これだけ災害が頻繁に発生する中で、災害が仮に災害にあったとしてもレジリエンス性といいますか、極力、災害があつたとしても通常通りの生活が営めるような住まいづくりというのを目指していきたいというのが、この1－4の思いでありまして、その中で個々のハードの整備ということもありますし、災害の発生する地域、ハザードエリアからの回避とかそういったものも含めて、単なるハード整備だけではなくて、住生活全般の中で災害に対する備え、レジリエンス性を高めるという意味であえてここにまとめさせていただいております。

また、いただいた御意見はまた内部で検討させていただいて、どのような書き方にするかというのはまた検討させていただければと思います。

○武者会長

はい、よろしいでしょうかね。はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。では、小野委員さん、何かありますでしょうか。

○小野委員

ごめんなさい。読み込みが非常に浅くてまだ十分理解しきれていないところもあるんですが、幅広いテーマ、かなりコンパクトにまとめていただいたなという印象がございませぬ。

資料1-1のところ、5つの目標に基づいてそれぞれ基本的な施策というのが設けられておるんですが、1番のところでいくとやはり重要なテーマである安全な住まいづくりのところの項目であるなというふうに感じますし、2番はニーズに対しての住まいが中心になってくるものだなという印象を受けております。それから3番はささえあう暮らしと社会の形成へ向けた項目と4番が住まいの提供がセーフティネットといったところですけども、この辺が中心になると。5番が国策に基づいて経済の成長と持続性をどうやって持たせていくかといったところ。それぞれが大変大事なテーマであるんですけども、いただいた資料の一番最後の第5章のところに関連と協働による推進体制というのがありますが、そこにも書かれてある通り、それぞれの所有者さんであったり、供給者さんであったり、それから専門家、NPO、77市町村、それから県、こういったところが連携して協働して力強くこれをやっていくんだよという表現が私はどっかに強く入れておいていただきたいなというふうに感じます。

それは今申し上げた5つのテーマがそれぞれ本当に大事なテーマであるんで、それを力強く長野県はやっていくんだという表現があってもいいのかなというのが個人的には思います。読み解きが浅いものですから、どっかに表現されているのかもしれませんが、私はそんな感想を持ちました。以上です。

○武者会長

はい、ありがとうございます。多様な時代の参加、連携というのはこの住宅政策に限らず、非常に今重要なテーマだと私も認識をしておりますけれども、すみません。私もちょっとどこかにあった記憶があまりないんですが、何かそれに対して書かれているのがありましたらご指摘いただければと思いますがどうでしょうかね。

○小林建築技監兼建築住宅課長

すみません。今の原案ではないと思いますので、ご指摘踏まえてそのところは書き加えをさせていただきたいと思います。

○武者会長

そうですね。昨今の計画ではやはりメニューの羅列だけではなくて、それをどう進めていくかという主体論とといいますか、体制の議論を結構計画に盛り込んでいるケースが多いと思いますので、それは頭のほうにくるのか、後ろのほうにくるのか分かりませんが、その辺の進め方について少し入れておいてもいいかなというふうに私も思います。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

はい、下平委員さん、お願いします。

○下平委員

地域材を使うとか、それから、その事業の促進に合わせて技術の伝承とかそういうようなものを住産業の中から継承していくっていうものがどこかにあってくれるといいなと思いました。ありますか。

○武者会長

これはどうでしょうかね。5章当たりの産業のところですかね。基盤強化のあたりでしょうか。ちょっとご指摘いただければと思いますが。

○武者会長

53 ページ。5-2 ですかね。5-1-2 ですか。この辺に技術の継承みたいなのが書いてありますね。

○小林建築技監兼建築住宅課長

ご指摘も含めまして、一応 53 ページにあるんですが、言い回しがこれでいいのかどうかというのはもうちょっと強調するべきかどうかというのを含めてまた御意見いただいたので検討させていただきます。

○下平委員

お願いします。

○武者会長

ありがとうございます。先ほど小野委員さんの発言に関しては、55 ページに主体がまとまった表現がありますね。この辺りでしょうかね。

○小野委員

そうです。55 ページですね。

○武者会長

またちょっとこれで内容見ていただいてこれでいいかどうかもし御意見あればまた伺えればと思います。ほかいかがでしょうか。まだこの項目の検討時間はありますので。これが多分、今日のメインの議題ではあります。いかがでしょうかね。皆さん。はい、原委員さんですかね。

○原委員

素案でいくと1-2、地消地産の住まいづくりのところでは1と2、それぞれ良質の木造住宅の建設促進、県産木材等の利用促進という項を設けていただいております。

特に2番について書き方の問題かなと思うんですが、ページでいうと28ページ辺り、あるいは29ページ辺りなのかもしれませんが、前回も少し申し上げたウッドショックの影響がいまだ続いておまして、お陰様で県のほうも林務部を中心にこの間、急激に3割、4割、あるいは5割というような形で急騰した外材、国産材の補填制度を今検討していただいているということではありますが、今後も別の要因によって同じようなことがありうるのではないかなと。

いずれにしても、国産材で賄っているのが4割程度ですので、国の基本政策なんかで食料安全保障という言葉がありますが、まさにウッドショックは住宅の資材、主たる中心になる木材の安全保障にも関わってくる問題だなと改めて今回こういうことが起こってみて感じたので、大項目、中項目に書いていただく必要はないと思うんですが、そういう視点からも逆にこの機会をチャンスに取らえてもう少し国内で需要が賄える、自給率を上げるようなそういう視点からもこれは重要だというような記載、工夫をしていただくとより深みがある施策の展開になると思いますので、そこら辺をまたご検討いただければと思っております。以上です。

○武者会長

はい、ありがとうございました。

おっしゃる通り、地消地産って必ずしも環境負荷の問題だけではなくて、今まさに言われた木材の安全保障という観点からも非常に重要ということはきちんと書いておくべきことだと思いますね。ウッドショック自体は非常に短期的な経済変動の話ですけども、むしろ基本計画に書くことはそういうものに耐えうるような長期の視点で、当然国産材の普及なんかを1年、2年でできる話ではないですので、そういうことこそむしろ基本計画に私も書くべきことかなというふうに思いますので、その28ページの多分辺りの記述になるんだと思うんですけども、加筆いただければと思います。

○小林建築技監兼建築住宅課長

ありがとうございます。まさに今回ウッドショックがありました。ウッドショックを契機としたリスクヘッジの観点からの県産材の活用の重要性ということをそちらの観点からも重要だということで記載を追加をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○武者会長

ですので、文章もこの見出しも出荷状況という見出しというよりはもう少しメッセージ性がある見出しのほうがいいのかなという感じがしますね。

ほかいかがでしょうか。柳澤玉枝委員さんどうでしょうか。

○柳澤玉枝委員

お世話になります。前回出席できなくて十分な理解ができていない状況の中で、この資料も本当に幅広くいろんな課題が書いてありまして、読み込みも不十分な状況なんですけれども、その中ですが、3番、4番の部分が福祉的な視点というかそこら辺のところになるかと思うんですけれども、居住支援ということになるとまず福祉施策とそれから住宅施策との連携ということをしていかなければということ、この計画でも書かれておりますけれども、3-1の住宅施策の展開というところで5番ですけど、老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、このことは住み替えということの意味合いということだと解釈しました。

現在、実際65歳以上の高齢者の皆さん、8割以上が持ち家で生活をしているというような実態もあるということも聞いておりまして、高齢になって自分の体が衰えたときにも今のまま、現在の状態のまま、自宅で生活していいというようなニーズが6割を超えているというような統計もあるというふうに聞いています。そのような中で、この自分の住み慣れた自宅で生活していくことができるための支援ということで、この右側の1番、快適で健康な居住空間確保であったり、バリアフリーに配慮した生活空間の確保というところでそれを支援の形というふうに捉えてよろしいでしょうか。そういう解釈でよろしいでしょうか。

○武者会長

ありがとうございます。どうでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

まず、極力在宅で生活ができる環境という御指摘かと思いますが、住宅のハードの整備につきましては、1-3の健康長寿のすまいづくりという中で、ヒートショック

対策ですとかバリアフリーということで住まいのハード対策としてはここで盛り込みをさせていただいています。3-1につきましては、高齢者居住安定化供給計画も兼ねる部分になっていますが、今ご指摘のフレイルの部分も含めて、そういった住宅のハードの整備も含めて全体的に高齢者が快適な居住環境、高齢者の暮らしに特化した居住環境の確保ということでこの3-1を当ててございます。

そういった中で、いろんな住まい方があるかと思えます。在宅は基本で極力在宅ということはもちろんかと思えますが、老人ホームですとかサービス付き高齢者住宅などいろんな住まいの選択、高齢者のそのときの状況に応じて、家族のありようとか状況に応じて、さまざまな住まいの選択ができるようにというようなことの中で高齢者住宅等の記載も入れさせていただいておりますが、高齢者の居住を安定的に確保するという総合的な章ということで一つここで章立てをさせていただいております。よろしくお願ひします。

○武者会長

いかがでしょうか。気になったんですけれど、1-3と3-1の書き分けが難しいというか分かれてていいのかなというように思っていたんですけれども、柳澤委員さん、どうですか？

○柳澤玉枝委員

簡単な部分ですので、ここは一緒にしてもいいんじゃないかしら。

○小林建築技監兼建築住宅課長

すみません。バリアフリーにしてもいろんな要素がある中できっちり書き分けるといいですか、例えば健康長寿の住まいづくりという観点で起こしている中でバリアフリーを落としてしまうのもどうかなという部分がありますし、高齢者の居住安定確保という中でバリアフリーを落としてしまうというのはどうかなという部分がありまして、そこら辺はちょっと悩ましいところなんですけど、一応本文上は例えば42ページでございますが、その1になりますけれど、重複しているところについては再掲ということで整理をさせていただいております。またこの御意見いただければ検討させていただきますが、一応そんなことで整理をさせていただいてるところです。よろしくお願ひします。

○柳澤玉枝委員

すみません。それと先ほどもお話があったんですけれども連携の部分ですね。

この4-2住宅確保要配慮者のためのセーフティネットの充実というところで5番の市町村居住支援協議会等を通じた居住支援の促進ということで書かれておりますけ

れども、この居住支援ということに関しては、先ほども言いましたように福祉と住宅の部署との連携ですね。そういったことがすごく重要になってくると思うんですね。市町村の相談支援の方との連携も含めた中でそういった市町村の福祉、住宅の部局の連携っていうのが、機能させるっていうことが大事かなというふうに感じていたんですね。ちょっとずれちゃうかもしれませんが。そういったところで連携というところは重要な部分になるなというふうに思います。以上です。

○武者会長

はい、ありがとうございます。この辺り、非常にケースワークならではの難しさみたいなのがあると思うんですね。この辺りは福祉のほうの計画のほうで居住支援がどう抱えているっていうかご確認いただいてそちらと合うような表現にできればなおいいかなと思います。

○柳澤玉枝委員

すみません。そんなところです。

○武者会長

ありがとうございました。よろしいでしょうかね。

○小林建築技監兼建築住宅課長

ありがとうございます。4-2の5の市町村の居住支援の関係ですが、こちら記載をさせていただきましたのは、居住者協議会ということで今まで県が主体でやって、今もやっているんですが、国の検討の中でやはり居住支援協議会というのは一番福祉に近い市町村が主体になってやるべきだという指摘も、国の方向性がそのようなふうに変ってきています。それも踏まえまして、今まで県が主体でやってきたんですけども、市町村の協議会を立ち上げの支援をしていくといいますか、市町村が主体となった居住支援を県としても今後推進をしていくというようなことで、この節で書かせていただいております。

先ほど、小野委員からも御意見をいただきましたが、関係団体、市町村関係機関等々の連携というところが大きな肝かなと思っています。計画を策定しますといろいろな目標は作るんですが、最後、実際実現したのかなという、なかなか実現に至らない部分というのもあるかと思うんです。やはりそこは計画を作って実際にどうやって動かすかというところがうまく整理ができていないという、そこら辺が問題かなと思っています。

その関係機関等、連携をしていかに計画を実現に移すかというところが肝かなと思っていますので、その部分はできるだけ具体的に書き込んでいきたいなというふう

に考えてございます。よろしく申し上げます。

○武者会長

ありがとうございます。その意味では 55 ページの連携の推進体制のところにも今、市町村の書き方がちょっとやや抽象的な表現になっているので、この辺の居住支援と具体的ないくつか、内容も含めて足していただいたほうがいいかもしれませんね。

ほかいかがでしょうか。お二方手を挙げていただいているので、最初に柳澤恵子委員さんからいいでしょうか。

○柳澤恵子委員

はい、申し上げます。今の 55 ページの推進というところですが、(3) で専門家、NPO との連携というところがありますが、それを踏まえて、先ほどの資料 1 の全体を見るとやはりいろいろな場面でお金に関係していることが多くあると感じます。例えば、ライフステージに合わせて住み替えをすとか、高齢者が安心して暮らせるという場面を考えると、では、お金はどうするんだろうということの心配が出てくるのではないかと思います。

そういった意味も踏まえて、この先ほどの第 5 章、55 ページに戻ると専門家、NPO のところに建築、防災、医療、福祉、環境、まちづくりという項目がありますが、もう少し具体的に暮らしとお金とか、経済というところとちょっとハードルが高くて固いイメージがあるんですが、何かそういったやさしい文言で連携を図れるようなものが具体的にありたいと思います。

例えば、先ほど柳澤玉枝委員さんがおっしゃられた市町村居住支援協議会でもそのような住み替え等の相談があったときに、その協議会の相談員さんは福祉の相談に乗れるかもしれませんが、自分の領域を超えてしまったときにその件はこちらへどうぞというように紹介できる等、お金に関するネットワークを少し作っていただきたいと思います。以上です。

○武者会長

はい、ありがとうございます。ご専門の立場からご指摘いただいた重要な意見かなと思います。ファイナンスですね。住宅取得するときが一番頼りになるというのはファイナンスの人だと思うんですね。その辺りぜひ主体として書き込んでいただきたいのと、あとその他の施策のところでもそういう、いわゆるファイナンスの話ってどこの施策にも出ていなかったようにも思うんですが、もし記載ができる場所があればしていてもいいかなと思いますけれども何かないでしょうか。事務局側から。

○小林建築技監兼建築住宅課長

ファイナンスの関係は、記載について盛り込む方向で検討させていただきたいと思
います。よろしくお願いします。

○武者会長

そうですね。特に2-2あたりのライフステージに応じた住まいの選択という辺り
もかなりファイナンスからのやはりアドバイスが重要かなと思いますけれどもね。

よろしいでしょうか。柳澤委員さん。

○柳澤恵子委員

はい、よろしくお願いします。

○武者会長

古後委員さん、手を挙げていただきましたかね。

○古後委員

はい、すごくここまでまとめるの大変だったかなと思うんですけども、すごく分
かりやすくまとまっているなと感じました。

それで、2-2のライフステージに応じた住まいの選択の中の枠の中にある住教育の
ところですね。この住教育ってすごく素敵だなと思いました。教育に力を入れるとい
うところ、充実をしていくというところはすごく大切だなというところで、信州が誇
る自然、文化、景観と住環境を育むためというところであるんですけども、ゼロ・
カーボンを推進していくとかそういったところも含めて、環境問題等も含めて、これ
から住宅に関する教育ってすごく重要になってくるんじゃないかなというのを感じて
います。

なので、この辺り、もう少し大きく取り扱ってもいいのかなというふうに感じるの
と、5番の若い担い手、こちらも教育に当てはまる分野かなと思いましたので、その
部分も含めて何か充実、扱いが大きく扱われるといいかなと感じました。

あと3-3の中にアーティスト・イン・レジデンスの支援というのが出ております
が、こちらもどちらかという教育的な側面なのかなという雰囲気を文章の中から感
じましたので、教育機会で新しい発想を生み出すというようなことの観点から盛り込
ませているのかなと思いましたので、この辺りがまとまるといいなというふうに感じ
ました。

○武者会長

はい、ありがとうございます。大きく2点ですかね。2-2の5、6辺りはいい内

容というご指摘。もっと書いてもいいんじゃないかということですね。この辺もう少し強調できればということと、関連してアーティスト・イン・レジデンスが確かにこちらでもいいのかなという面もあります。

ちょっと、これ、アーティスト・イン・レジデンスというのをどこに位置づけるかというのは難しいですけども、さっき言われた再掲という形で重複で何か書いてもいいかもしれませんけれど。いかがでしょう。事務局のほうで何かありますでしょうか。今の件について。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい、住教育のほうは御指摘の通り充実する方向で記載のほうは検討させていただければと思います。

アーティスト・イン・レジデンスにつきましては、県内市町村でもそういった取り組みをしているところがあるという中でそちらの支援というようなことで直接記載をさせていただいておりますが、まだあまり馴染みのある言葉ではありませんので、具体的にこれをやるという施策がまだ明確なものがあるわけではないんですけど、その教育の部分も含めて記載のほうは検討させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○武者会長

はい、よろしいでしょうかね。

○古後委員

はい。

○武者会長

県も文化政策のほうで結構アーティスト・イン・レジデンス、最近頑張っているようですので、その辺もうちょっともし書き方として検討をして内容が書ければいいかなと思います。住教育という言葉、これは全国計画にもあるんですか。私も初めて聞きましたけど。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

住教育は全国計画にはないんですが、現計画にはそれに関する記載が少しあります。

○武者会長

前からある言葉なんですね。先以来出ていますけれど、景観にしても林業にしても建設業にしてもやはり継承ということが今課題になっていると思いますので、そうい

う意味で教育のアプローチ重要かなと思います。

ほか、一応このテーマ全員に聞こうと思っています。平賀委員さんですかね、あと。よろしくをお願いします。

○平賀委員

すみません。本当にちゃんとまとめてくださっていて、読みごたえがあるなというふうに感じました。減らそうとしているときになんか増やすようなことを申し上げてしまうのが、恐縮なんですけれども、まず1点目は先ほど大工さんなどの育成みたいな項目があったかと思うんですけれど。

○武者会長

5-1-2ですかね。

○平賀委員

5-1-2ですね。これ、すごく大事なことだなと思っていて、でも若い友人で大工さんにはなったけれど、なんかやっぱり休みが少なくて収入が少なかったりだとか、それを気持ちをサポートする上での制度がなくて、ドイツとかはやっぱりマイスター制度みたいなものがあるって、職人さんがすごく尊敬されるような社会環境もあると思うので、その担い手の確保、育成のところになんかそういったマイスター制度じゃないんですけれど、もう少し大工さんになりたいって思えるような何かがあったらいいなと思います。

それが1点と、それから2番目が3-3の信州の魅力を継承する暮らしの実現のところなんですけれど、私も移住者でして、信州の魅力が何かと思ったときに、やはりちょっとでも農ある暮らしができることと、森に近い暮らしができることというのが信州の魅力かなと思っているんですが、その辺の記載みたいなのがなかったかなと思って。農業をやらなくても近隣の人と一緒にちょっと畑をやったりとか、休日にちょっと行くと森に入るとか、そういうような暮らし方が信州の魅力かなと思っていて、そういうものが入れてもらえたらうれしいなと思います。

それから、この全国計画の資料1-4のほうで、1-1-(2)既存住宅市場の整備、子育て世帯などが安心して居住できる賃貸住宅市場の整備というのがあるんですけども、これに対応しているのが2-2と2-3ということなんですけど、私もこの賃貸住宅の整備というのがものすごく大事かなと思っていて、そういう意味で住み替えていくようなライフスタイルも本当にありかなと思っていて、そういう意味では賃貸住宅の良質なものっていうのを作ることが住宅のイメージを上げるようなふうにもつながるのかなと思っていて、賃貸住宅の整備はもうちょっと必要かなというふうに思っています。

最後にどこって言うわけではないんですけども、これ全体ができたときにこういう施策が進むのかっていったときに、いろんな政策がある中で、でもやっぱり素敵だなと思えるようなモデルとなるような住宅であったり、公共施設だったり、そういうものがあって初めて自分の自宅だったり、自分の暮らしをこうしたいなというふうに感じていくのかなということ強く思っています。先日、県立美術館に行ったらトイレの水がちゃんと雨水を使っていたりして、そういうこともちゃんときれいに美しく PR していて、初めてそういうことも全然できる世の中なんだなと思ったりして。なので、どこかに公共建築、29 ページ 2 ですか。29 ページの右上のほうにある県産木材を利用した高品質な公共建築物の整備を推進するというのがあるんですが、もちろん一般住宅でもいいんですけど、一般住宅はなかなか目にする機会ってないんですが、そういう意味で公共建築で本当に信州のこのこれから目指そうとする姿が伝わるような素敵だなと思えるようなものがたくさん建っていけば、人々の暮らしもこういうものに近くなっていくのかなというふうに感じていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上 4 点でした。

○武者会長

はい、ありがとうございます。4 つぐらいですね、御指摘いただきましたね。最初は担い手の話ですね。この辺、逆に原委員さん、どうでしょう。いわゆる建設業の若手の労働環境みたいな面から、今のこの書き方で過不足ないかということ何かあれば教えていただきたいのですが。

○原委員

却ってご発言いただいて感謝します。

今、御指摘いただいた通りの実情が正直ございます。その中で、私どもの建設労連という組織の職人の組合なものですから、本当に若手の次の世代を担う担い手がなかなか入職してこないという中で、国のほうで建設キャリアアップシステムという産業全体、建設業全体をカバーして、いわば建設業に入職した場合の建設技能者、労働者のキャリアパスですね。こういうキャリアを積んで、こういう工事に従事していけばあるいはこういう資格を取っていけば、それに見合った処遇をといるのをターゲットにして、展開されている制度でまだ 300 万人の登録、事業者でいうと 100 万事業所の登録にはまだまだ程遠いんですけど、それでも技能者登録が 300 万人の目標に対して今 66 万人ですかね。登録が進んでいるものですから、この制度を具体的なターゲットでいうと一つの手段としてこの建設キャリアアップシステムを建設業に普及させていくことで、委員さんご指摘いただいた通り、こういう形で建設業に入れば処遇も含めて、ある程度見通せるんだなという指針になりうる制度かなと思っております。

例えばという例示でも結構なので、建設キャリアアップシステムの普及推進という

ようなことも記載に加えていただければありがたいなと思っています。

なかなか抜本的な施策というのをなかなか見出しにくい中では、現状ではその建設キャリアアップシステムが今、実際稼働しているシステムですので、それを推進していくことをてこに一人でも多く若者が入職していただけるようなことを地道ですが、推進していくことかなと。まとまりませんが、そんな感じを思っております。よろしくをお願いします。

○武者会長

はい、ありがとうございます。本当にその通りで、大学生とか高校生の視点から見ると建設業、建築業ってキャリアパスが見えないんですよ。その辺が非常に若手にとっては入りにくい要因になっていると思いますので、そのキャリアパス、キャリアプラン関係の文言をぜひここに記載していただければと思います。

あと4ついただいた中でもう一つ、農業あるいは緑、森林がそばにある信州らしい暮らしというところの記載ですね。今でも少し書いてありますけれど、もう少しよりその辺を。今なんかややおとなしい感じの記述になっているような気がします。この辺、もう少し色を出してもいいかなと私も思いました。

もう一つは賃貸住宅使用の話ですね。これも非常に住政策からも非常に重要で、当然最初に移住者が入ってくる時に、やはり最初の住まいって持ち家というよりはまずは賃貸。それも若手ほどそういう傾向がありますので、その辺どういうふうなものが用意できるかというのは、現の住宅政策に非常に重要ですよ。この辺もう少し、書き方を、ここはウエイトを上げていただいたほうがいいのかも说不定ですね。

○平賀委員

すみません。それで賃貸ってやっぱり一番最初に住むとしたら、そこがプレゼンテーションというか長野県の住まい方のプレゼンテーションの場になると思うんですよ。移住者にとって。それがその賃貸物件が例えば団地サイズの今まで通りのものなのか、それともちゃんと豊かな長野県の暮らしをイメージするようなものなのかで随分違ってくるのかなというふうに思っております。

○武者会長

そうですね。これ、その辺、専門の立場からすると小野委員さん、この点について何か付け加えることとかありますか。

○小野委員

はい、特別付け加えることはないですが、賃貸住宅、今委員さんがおっしゃった長野県らしい賃貸住宅の提供をしっかりと提供すると。大事な御意見だと思います。

一方では、皆さんもご存じの通り、良質な賃貸住宅が大変不足しているんですね。それはそれぞれ個々の理由がございます。その個々の理由を払拭するために今でも県や市、あるいはその他の団体に賃貸住宅を市場に提供するための補助金とかそういった制度もあるんですが、なかなか補助金をもらうまでの土台にのってこない。深いさまざまな皆さん、理由を抱えていて、それがネックで市場に出てこないという理由がありますので、それはここで議論する話ではなくて、また別のところでの議論の場が必要かと思うんですが。たくさん問題があるので、賃貸住宅のパイが大変少ないという事情はご理解いただきたいなというふうに思います。以上です。

○武者会長

はい、ありがとうございます。この辺は空き家対策なんかともかなり連動してくるお話ですけども、おっしゃる通り、これを詰めていくとまた時間もないのでこの辺りにしておきたいと思います。最後にご指摘いただいたのは公共建築における魅力、県産材の活用等ですか、そういう魅力をいかに出すかというようなお話だったと思います。4つまとめて事務局のほうから何か御意見あればお願いします。

○小林建築技監兼建築住宅課長

ありがとうございます。まず平賀委員の冒頭の住宅施策の展開の部分で、項目が減るというよりか増やして申し訳ないという御発言があったかと思いますが、ここは施策の部分は削るということではなくて、記載については残すんですけれども、そのこの節の立て方を重複する部分があるので、そこを整理したいということでございますので、何か要素を落とすということではありませんので、よろしくをお願いします。

まず、担い手の関係でございますが、御意見をいただきましてありがとうございます。キャリアアップシステムも含めまして、ここの部分はもうちょっと充実した書きっぷりになるように検討させていただければと思います。

それと、農ある暮らしにつきましては、信州の住まい方の一つというふうに考えております。また、農政部のほうで力を入れてやっている部分でもあります。で、住まい方の一つでもあります。関係機関とか関係部局と連携をしてという中でこれも一つの項目かなと思っておりますので、追記をする方向で整理をさせていただければと思います。

それと賃貸住宅の関係でございますが、事業者による整備ということで何を持って信州らしいと、長野県らしいというのはいろいろ意見が分かれるところではありますが、賃貸住宅については1-1の脱炭素の住まいづくりにかなりつながる部分があるのかなと思っておりまして、持ち家は断熱性能環境がいいんですけども、貸家はどうしても断熱性能も落ちるといようなことがございますので、寒い信州で快適に過ごせる賃貸住宅ということで断熱の強化というのが賃貸住宅でも求められているのかなと

いうふうに考えているところです。

ここにつきましては、なかなか補助金というのは難しいのかなと思いますが、むしろユーザーがそういった住宅を選択できる環境の整備ということを考えておりました、そういった部分も含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

それと公共施設の関係は、施設課長のほうでコメントがあればお願いしたいと思っておりますけれども。

○塩入施設課長

はい、ありがとうございます。県立美術館を例に挙げていただきましたけれども、やはり公共施設における利用を通じての波及を期待するところがございますので、県産材利用に限らずさまざまな面でお手本になるような整備が進んでいくように取り組みができればと思います。技術面につきましても、ぜひ相談をしながら考えていくことができればと思います。よろしくお願いいたします。

○武者会長

はい、ありがとうございます。それでは、最初の議題はこの辺りで終わりにしたいと思います。すみません、ちょっと押し気味になってしまいましたけれど、次に議題が2番目ですね。信州型健康ゼロエネ（仮称）指針について事務局のほうからご説明いただければと思います。

○事務局（建築住宅課 塩川主任）

建築住宅課建築企画係の塩川と申します。よろしくお願いいたします。

私からは信州型健康ゼロエネ住宅ということで資料2-1を御覧いただければと思いますが、本審議会に先立ちまして7月28日水曜日に専門委員会を開催いたしまして、本日提示させていただいている資料を元に議論いただきました。

資料2-1を御覧いただければと思います。2ページ目をご覧ください。2番議事要旨ということでございますが、基本基準を示すことでそこさえ満足すればよいという考えになってしまうことを危惧すると。また、外皮性能については推奨基準レベルを普及していくべきというような意見をいただいたりとか、数値基準による規制より基準を満足することで得られる魅力を表現すべき等々の御意見をいただいたところでございます。

資料2-2を御覧いただければと思います。信州型ゼロエネ住宅（仮称）指針、基準の設定等についてということでございますが、ゼロエネ住宅の基準の設定等について前回第2回基本的な考えをお示ししましたが、エネルギーを大切に使うという観点からゼロエネルギー化の取り組み、ライフサイクルにおけるCO₂の排出の規制の観点からゼロカーボン化の取り組み、自立循環型の住宅設計等の取り入れ等の観点から建

築計画に関する取り組みを大項目として、外皮性能基準や県産木材の利用などについて事務局案を作成いたしました。

ゼロエネルギー達成に向けて最低限確保すべき基準として基本基準、環境負荷の低減と解決性を高次元で達成する基準として推奨基準、環境負荷を極限まで抑えたチャレンジ基準として先導基準、以上3つの基準を設定してまいりたいと考えてございます。

県では、従来から地球環境への負荷の低減と県産木材活用などによる地域の産業循環を考慮し、信州の気候や風土に適した質の高い魅力的な木造住宅を提示、誘導することで県民の豊かな住環境の創出と家族や世代を超えた社会の資産としてこれを次の世代に引き継いでいくことを目的とした「ふるさと信州・環の住まい」の指針を策定し、環境共生と地域の産業循環に配慮した信州の住まいづくりを推進してまいりました。

2050 ゼロカーボンに向け住まいのゼロエネ化を具体的な目標として位置づけたところでございまして、従来からの理念に基づく住まいづくりの方向性は大きく変えず強化しなければならない省エネ化等に関する基準について強化したものとなっております。

定量的にお示しできる部分については、黄色に着色してございます。また先般、下平委員から言及いただいた地域材の活用や伝統技能に着目した項目もございまして、合わせて御覧いただければと思います。

続きまして資料2-3でございしますが、ゼロエネ化のために必要な外皮性能と太陽光発電容量ということですが、次にゼロエネ化のために必要な外皮性能、太陽光発電容量となっておりますが、表1から表10までございしますが、ざっくり申し上げますと外皮性能（断熱性能）の変動によって、ゼロエネ化に必要な太陽光発電容量、自然エネルギーの容量を把握するとともに外皮性能向上にかかる費用等についてイニシャルコストと暖冷房費に係るランニングコストについてまとめたものとなっております。

資料2-4の試算のためのモデルプランにおいて外皮性能、断熱性能を変動させ資料2-3の右下にございしますが、記載の試算条件等によりもろもろ算出してございします。

試算は地域区分4、日射地域区分A4ということで長野市を想定して行っておりまして、外皮性能については現行省エネ基準の U_A 値というものになりますが、0.75から冬場において夜間暖房を切っても温度が下がりづらく朝方等のヒートショック防止に相当程度寄与する数値として0.23までの6パターンとしてございします。

表2においては、自立循環型住宅への省エネルギー効果の推計プログラムという公開されているホームページを利用いたしまして、暖冷房にかかる費用のみを抜粋して記載してございします。

また各仕様の設計一次エネルギー消費量として表 6 にお示ししてございますが、当該住宅ゼロエネ化にするためには設計一時エネルギー消費量相当分を再生可能エネルギーで賄わなければなりません。表 7 では、一般的な太陽光発電設備であればどのくらいの容量を設置する必要があるか記載してございます。

最後に表 9 及び表 10 において、外皮性能向上のために要する費用とそれに伴う暖冷房費の経済面での比較をしてございます。

表 9 から断熱性能向上に係るかかり増し費用と暖冷房費との関係のみを考慮した場合は、経過年数 20 年から 60 年までは U_A 値や外皮性能が 0.5 という数値が最もコストパフォーマンスがよくなるという試算となっております。ここで得られた 0.5 につきましては、お戻りいただきまして資料 2-2 になりますが、外皮性能基準のところでは基本基準としてお示しさせていただいている数値とほぼ同等ということになってございます。

各種基準につきましては黄色セル部分に限らず幅広くご審議いただければと思っております。

また、先日の 8 月 10 日ですけれども、国交省、環境省、経産省、3 省が連携した会議が開催されまして、国の脱炭素化に向けたあり方検討会の議論が一定の着地点を得たところと承知してございます。

本県の目指す姿について、引き続き国の動向についてさらに注視しつつ検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。資料の説明につきましては以上となります。それでは、よろしくお願いいたします。

○武者会長

はい、ありがとうございました。今の事務局からのご説明に対しまして、何か御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思っております。どうでしょうか。

かなり専門委員会のほうで議論をしておりますのである意味専門性の高い内容ではあるかと思っておりますが、いかがでしょうか。はい、下平委員さんですかね。

○下平委員

外皮性能であるとか、それから一次エネルギー消費量の数値で表していただいている部分、それから金額に置き換えて見える化していただいている部分というのは非常に分かりやすいなというふうに思います。

やはり外皮性能や一次エネルギー消費量の数値的な部分の評価以外に先ほどの御意見に出ていましたさわやかな空気を入れる長野県らしい快適な空気を入れるとか、日当たりを有効に使うであるとか、そういったアクティブでない、パッシブ的な取り組みとかそういうものを並行して大事な要素があるんだなというふうにいつも感じています。

なかなか具体的にそれは数値として出せないところがあるんですが、先ほどの住生活というような部分であろうと思うんですけども、長野県らしいさわやかな環境というものもソフト面の部分で取り入れていくということも求めて必要なということ。

それからエネルギー消費量を少なく抑えるであるとか、機能性を上げて熱を逃げないようにするであるとか、基本的な大事な要素の2つだと思いますけれども、前回もずっとお話しましたけれども、チャレンジしていくというか、創エネ、作り出していく部分というのをもう少し強く打ち出して、太陽光発電なんかを本当に義務化していくくらいな戸建ての住宅には全てつけていくというような考え方をしていって良い時期が来ているんじゃないかというふうに感じています。

勤め人なんかは昼間の電気を夜暖房に使えるような方法としては、昼間の電気で熱を溜めるといような方法もあって、夜その熱を暖房に使うというようにときもタイムラグですね。時間差を上手に夜に持ち越して、昼間の電気を夜に使うというように工夫だとか、そういったことも含めていろんなアイデアが湧いてくると思うので、ある意味非常に面白い分野でもあるような気がしています。そういうことハード的なものと先ほど申し上げたさわやか信州のパッシブ的なエネルギーの活用というようなものをしていけばいいなと感じます。以上です。

○武委会長

はい、ありがとうございます。先ほど、事務局からもありました通り、新築住宅の太陽光設置の義務化の方向性の議論が出てきているという話がありましたけれども、そういう意味では今、下平委員さんが方向性というのはかなり現実的な話に実際なってきたらと思います。その点でこの信州型ゼロエネ住宅はかなり意欲的な方向性にはなっているかなと私も思いますが、何か事務局のほうから今の件で何かあるでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい、ありがとうございます。パッシブ的なということで御意見をいただきまして、この指針でいいますと一番下の建築計画に関する取り組みという部分でこれに該当するのかなと思っています。

パッシブ、いわゆる自立循環型の住宅設計につきましては、平成20年頃から環の住まいということで県としても取り組んでいるところでございます。具体的な効果がこれだけあるよというのが見える化できると施主にも理解いただけるんですが、なかなかそこが結構難しいのかなというところで悩んでいるところがあります。また、ご専門の立場からアドバイス等あれば、また後ほどいただければなと考えているところでございます。

あと、創エネの部分で、義務化みたいな話もございましたが、なかなかすぐに義務化というのはいろいろとハードルが高いわけですが、長野県としては全国率先といたしますか、先駆けて取り組みをするという気概がありますので、そういった中で最大限できることというのは盛り込んでいきたいなというふうに考えているところです。よろしくをお願いします。

○武者会長

はい、よろしいでしょうか。下平委員さん、ほかにいかがでしょうか。古後委員さん、専門委員会のほうでも委員されていますけれど、何かこちらの審議会のほうで何かお伝えするようなことありますか。

○古後委員

はい、今、下平委員さん、おっしゃってたようなことでやはり結構議論に上がっております。やはり数値だけを決めてしまうとそれに向けての対策というかそういったことをこれだけやっていけばいいかなというところでクリアしたというようなものがたくさんできてしまうのではないかなというような懸念が皆さん持たれているので、そこにどうやって信州らしさ、信州型っていうところで特徴を持たせるのがいいのかっていうのと、それを具体的にどういうふうに基準に落としていくかみたいなのはとても難しいことではあるけれども、でもやはりそこは挑戦しないと信州らしさっていうのは出てこないなというのが毎回議論になっているところですね。なかなか難しいですけど、そこはぜひうまくまとめられるようにと思いますけれども。

○武者会長

はい、そうですね。数値を出すと数値が独り歩きしてもいけないですし、かと言ってないと見える化できないしって非常に難しいところですけどね。その辺、専門委員会のほうでまた引き続きご検討いただければと思います。

ほか、よろしいでしょうか。田中委員さん、もし何かありましたら、ご専門に近いところで。

○田中委員

すみません。2-4のプランが出てきているんですけども、これの位置づけってどういう形だったのかなと思ひまして。2-3のデータを示すにあたってのモデルプランになるのかなっていうのもちょっと思ったんですけども。

○小林建築技監兼建築住宅課長

事務局で何かモデルプランをとということでこれをベースにその前のページの計算は

してあります。ですので、こちらのモデルプランっていいながら、専門委員会からは1階と2階の壁が合っていないと基本的なご指摘をいただいていたのですが。

○田中委員

はい、分かりました。

あと個人的な意見がちょっと大きいかなというのがありまして、今、結構省エネ住宅を建てる場合にこれを建てるっていうと結構な費用になってしまいますので、もう少し絞り込んだりした。もし、あれならこれを募集するモデル事業をやってもいいのかなという気もしましたね。提案事業じゃないんですけど、これ一例としてやられていると思うんですけど、これがまた歩いていっちゃうとこれがモデル、環の住まいのときって確かプランってコンペ最初にやられたんでしたかね。提案コンペみたいなので。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい、環の住まいは認定グループというようなことでグループと一緒に協働していただく地域住宅産業グループを指定といいますか選定をしまして、そのグループと一緒に策定をしていただきました。

○田中委員

なるほどですね。もしかしたらモデルみたいなものがあつたほうが分かりやすいのかもしれないなんてこれを見てて思いました。という質問でした。ありがとうございました。

○武委会長

はい、ありがとうございます。この図面のこれの位置づけですかね。これ、どういうふうに提示されるか私も分かりませんが。

○小林建築技監兼建築住宅課長

すみません。あくまで計算で2-3の数字をどのぐらいコスト的にもかかるとか一例というようなことでとりあえずワンモデル起こさせていただいております。

面積も今までは大体120平米が平均だったんですが、御指摘の通り省エネ住宅ということで非常にコストが上がってくるということで、最近では面積も小さくなっていく傾向にあるのかなとは思っています。それも含めて109平米というのが今の助成金の平均でいくとこのぐらいなのかなということで提示はさせていただいております。先ほど、また御意見の中で平賀さんですかね。モデルとなる住宅の提示もあってもいいんじゃないかみたいな御指摘もいただきましたが、来年度以降の中でそういう取り組

みも考えられるかなとは思いますが。ちょっと今年度のこの中でまとめるっていうのはスケジュール的には厳しいかなとは思いますが。今後の課題ということでございます。よろしくお願ひします。

○武者会長

あくまで算出する際の基準ということですね。

○田中委員

はい、分かりました。

○武者会長

はい、よろしいでしょうかね。はい、以上でよろしでしょうか。

では信州型健康ゼロエネ指針についてはこれでいきたいと思ひます。

続きまして議題3番目ですね。長野県公営住宅等長寿命化計画の見直しについて事務局のほうからご説明をお願いしたいと思ひます。

○堀内公営住宅室長

公営住宅室長の堀内です。どうぞよろしくお願ひいたします。私のほうからは資料3、県営住宅プラン2016の見直し、長野県公営住宅等長寿命化計画の改訂についてご説明いたします。

こちらにつきましては、3月の審議会でも若干御説明いたしました。本計画は本日もご議論いただきました住生活基本計画に基づく施策の一つとしてセーフティネットの一旦を担う公営住宅の必要とされる戸数を踏まえまして、県営住宅のストックの有効活用と長寿命化を図りながら居住環境を図るものとして、現行プランは2016年、平成28年でございますが、に策定し、2025年、令和7年までの10年間の計画でございます。

今回、住生活基本計画の改訂と共に見直すこととしているものでございます。本日は現状と課題についてご説明いたしまして、次回に新プランの素案についてご説明できればと思っております。

現プランの基本方針と成果等を当然記載してございますが、一つ目といたしまして居住環境の向上と適正な管理でございますが、こちらにつきましては入浴設備が設置されていない住宅などの解消等、質の向上を図ることとしたところでございますが、例えばこの5年間中高層の住宅の浴槽の設置、目標2,600戸に対しまして、約1,700戸ほど設置するなどリフォーム、リニューアル等5Rプロジェクトを計画的に進めてまいりました。

また、ストックの長寿命化につきましては長期的に活用する団地につきましては、

外壁や屋根等を計画的に修繕し、コスト削減、平準化を図ってきております。さらに生活形態や環境への対応につきましては、建て替えやリニューアル時に高齢者対応のバリアフリー化や県産木材の活用を進めてまいっているところでございます。

2つ目の社会情勢に応じた住まいの確保につきましては、住宅セーフティネット機能の発揮につきましては、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居選考時の抽選回数を2回にする、優先入居を実施するなど住宅の供給を図ってまいりました。それから人口定着の対応につきましては、子育て向けの住戸の改築や県外からの入居希望者を受け入れるため、県内に限っておりました入居要件を撤廃しております。

3つ目の市町村との連携と役割分担等でございますが、公営住宅施策は福祉やまちづくりと一帯に行うことが、住民に最適なサービスを提供する上で効果的との観点で、基礎的自治体である市町村において取り組むことが望ましいと考えまして、県営住宅は市町村の公営住宅施策の補完と広域的な需要に対応することを基本に県営住宅の市町村移管等を進めてまいりましたが、全体としては役割分担は進んできていないというふうに認識しております。

また、効率的、効果的な管理につきましては、市町村営住宅の管理代行制度、住宅供給公社による管理代行制度の促進と合わせ、公営住宅の管理の一本化を進めてまいりました。

次に公営住宅の現状をご覧ください。令和2年4月現在の県内の公営住宅の管理戸数でございますが、その円グラフに書いてございます通り、3万 2,260 戸。うち県営住宅が1万 4,768 戸、市町村営住宅が1万 7,492 戸でございます。タイプ別では、2DK以下の住宅が少ない状況でございます。

また、その下の構造別建設年度別の管理状況でございますが、こちらは特に県営住宅におきまして昭和40年代以前に建設されたものが多い状況でございます。

それから構造別の耐用年数はこの棒グラフの下に記載の通り、木造・簡平が30年と記載してございますが、平成2年以前の木造平屋の建物につきましては、耐用年数を超過している、それから昭和50年以前の2階建て住戸等につきましても耐用年数を超過しておりまして、全県で右の表の通り、現在耐用年数を超過している住戸が1万 2,360 戸。これが10年後となりますと1万 4,972 戸となっております。

昨年実施いたしましたアンケートにおきましても、下に記載の通り、公営住宅の意見、イメージでございますが、老朽化が顕著であり、周辺地域にもなんらかの影響を生じていると思うが3割を超えるなど8割が老朽化を感じているという結果が出ております。

右側の列にいきまして、県営住宅の入居状況でございますが、こちらにつきましては、記載の通り本年4月のデータでございます。入居世帯が1万 356 世帯。ちなみに一世帯当たりの平均人数は2.02人となっております。

また、住宅確保要配慮者の状況につきましては、下の表の通りでございますが、65

歳以上の高齢者のいる世帯は全体の半数以上。また、高齢者の単身世帯は約3割となるなど記載の通りとなっております。

その下の県営住宅・市町村営住宅の管理の戸数の推計でございます。まず、一番左側の列でございますが、これが現プランの策定時、平成27年の時点で県営住宅が1万5,321戸、市町村営住宅が1万7,894戸、全部で3万3,215戸ございました。

これを当時の国の支援プログラムを活用して計算して算出した結果が、一つ隣の3番目の棒グラフになりますが、R7年現行プラン、現行推定と書いてありますが、この数になっておまして、その時点で要支援世帯数が約1万4,600世帯、公営住宅を必要とするという世帯とあと現に入居されている方の世帯も考慮して、公営住宅の必要数としましては全体で2万9,700戸と推計いたしました。

今回の見直しにおきましては、左から2列目でございます。現時点では県営住宅・市町村営住宅記載の通りでございますが、合計3万1,933戸あるものをやはりこれも国の支援プログラムによって推計したところによりますと、10年後の令和12年、一番右側の列になりますが、公営住宅等の要支援世帯数が約1万5,300世帯でございます。この支援を必要とする世帯と現在入居されている世帯を考慮して、公営住宅の必要数といたしまして、全体で約2万7,500戸、うち県営住宅は約1万2,700戸と推計しております。

以上を踏まえまして、一番右側の一番下の欄でございますが、県営住宅を取り巻く課題といたしましては、1点目、人口減少・少子高齢化への対応といたしまして、必要な公営住宅の戸数も減っていく中、県と市町村との役割について協議の場を設けて、共通認識のもと県営住宅の必要数を検討する必要があるという認識でございます。

また、2つ目といたしましては、現行ストックの中で現在も取り組んでおりますが、リノベーション・リフォーム等の5R事業を継続しながら住戸環境を整備していく。

また、高齢者世帯が多いという状況の中では現行施策による子育て世帯等を誘導すると共にさらなる施策を検討しながら、ミクストコミュニティ、子育て世帯や中高年高齢者世帯等多様な世帯が暮らす団地の構築を検討していくということでございます。

左側の2点目としまして、地球温暖化に起因する災害の対応につきましては、公営住宅におきましても自然災害に対応した住宅の整備や2050ゼロカーボンに向けて新規に建て替える県営住宅においてはZEH化していく必要がある。

それから、一番右側の3点目としまして、多様な変化やニーズへの対応につきましては、部屋の大きさや設備など既存住宅と入居希望者のミスマッチを解消する必要があると。

それからアフターコロナも見据えて、在宅ワークを意識した住環境の整備の必要性、さらにリノベーション等による設備の整備等の一層の促進が必要だと考えており、これらを踏まえまして次期プランを策定してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○武者会長

はい、ありがとうございました。これも見直しの計画ということですね。住生活基本計画と合わせての見直しということですが、いかがでしょうか。

これはセーフティネットという意味では、先ほどの市町村への移管ということのお話だと、柳澤玉枝委員さんのお話とも結構通じるところがあるんですけども、何かお気づきの点はあるでしょうか。

○柳澤玉枝委員

はい、難しいところなんですけれど。公営住宅に住む人たちのコミュニティとかそこら辺のところ、いろんな工夫が必要になると思うんですけども、その辺も含めて市町村が取り組んでいただけたらいいのかなというふうに感じます。すみません。

○武者会長

はい、ありがとうございます。ミクストコミュニティの再構築なんかも課題としても挙げられていますけれども、何か事務局のほうからありましたら。

○堀内公営住宅室長

そうですね。県営住宅、公営住宅全般にそうなんですけれど、基本的に所得の低い世帯の方にお入りいただくということでそれも抽選ということですので、どうしても一定の、要は中堅層はなかなか所得も多分持ってらっしゃるところもあって少なくなってしまうがちではあるんですけども、ただそういったのも何らかの形で工夫していきながらさっき言った通り子育て向きの住戸というハード的な面もあるでしょうし、もしかしてソフト的に、制度的に工夫できることがあるんじゃないかということもそういったことも検討していきたいと思っております。

○武者会長

非常に地域の中での県営住宅の位置づけというのは難しいことが多いと思うんですけどね。その辺何かプランとして方針が出せればいいと思いますけれどね。

ほかいかがでしょうか。県営住宅、これから非常に位置づけが難しくなっていくと思うんですけども、政策上も。アンケートにあるように意外と20~30代では今までニーズでどんどん下がってきたような気がするんです。ここに来てまたもう一度若い層が中興されているというようなことがあったり。一方では住宅ストック全体が余っていますが、その辺との関係性がどうなんだっていうことですよ。

○堀内公営住宅室長

今おっしゃった通りで、ストックはあるんですがどうもやはり若い世代には目を向けてもらえないってことで新たに増やしておくべきだといったそのような結果にもなっているのかなと。

○武者会長

その辺を計画にどう書くかですかね。分かりました。
ほか、いかがでしょうか。田中委員さん、お願いします。

○田中委員

非常に位置づけが難しいという話の中で、どこまで今この住生活基本法の中の省エネだとか、ストック利用だとか、あとさっき平賀委員からの魅力的な賃貸住宅というものを盛り込めるかなというところではあるなと思いました。

結局どうなるかというのはあると思うんですが、もう少しその辺、どっかに盛り込めたらその5つの R にしても、その辺の努力する姿勢とかもそんな形が盛り込めたらいいのかななんていうふうに思いました。

○武者会長

はい、ありがとうございます。確かに根っこはつながっているんですね。おそらく賃貸の話とか空き家の話とか、その辺がうまく基本計画でも連動して、書ければいいと思いますけれど、次回ですかね。次回は具体的に何か。

○堀内公営住宅室長

そうですね。新たな計画どういうふうにしていくかというの、こういう課題を踏まえたもので踏まえながらお示ししたいと思っております。

○武者会長

審議会のほうでもそれは内容が明らかにできるということですね。
では、次回もう少し具体的な背景になるかなと思います。よろしいでしょうか。

○柳澤玉枝委員

すみません。一つ教えていただきたいんですけど、公営住宅の福祉目的の活用ということで、住生活基本計画の中に入っているんですけど、そこら辺のところ、その福祉目的に公営住宅を活用するところなんですけど、私この辺ちょっとよく分からなくっているんですけど、42 ページですけど、施設設置のための敷地提供とか既存県営住宅のグループホーム等の福祉施設への活用がありますってあるんですけど、

こういった活用もできるってことなんですね。

○堀内公営住宅室長

おっしゃる通りです。グループホームでも今実際として県営住宅もご活用いただいているような状況でございます。

○柳澤玉枝委員

そういった場合はグループホームとか運営している人たちは民間の事業所の人たちが運営しているわけですね。

○堀内公営住宅室長

その通りです。県営住宅を県営住宅の家賃とは別の仕組みで目的外使用的な形になるかと思うんですけれど、そういう意味で本来の入居者を阻害しない範囲で県営住宅をご利用いただいております。

○柳澤玉枝委員

そうですね。ありがとうございます。

○武者会長

では、そろそろ時間にもなりましたのでこの辺で議事を閉じさせていただきます。皆さんから活発な御意見ありがとうございました。

それでは一旦事務局のほうにお返しします。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

はい、それでは次第の4その他になります。今後の審議会の日程につきまして第3回を10月下旬頃に開催したいと考えております。

本日の御意見を含めてまたご提示させていただければと思います。後日、日程調整のための御紹介をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○武者会長

はい、ありがとうございました。今の件についてよろしいでしょうかね。それではこれで一通りの議事を終わらせていただきます。

○事務局（建築住宅課 宮澤企画幹）

ありがとうございました。本日は武者会長様はじめ委員の皆さまには長時間に渡り実り多い御審議をいただきましてありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして建築技監兼建築住宅課長の小林からごあいさつを申し上げます。

○小林建築技監兼建築住宅課長

本日はお忙しい中、御出席いただきまた貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。計画の実現に向けて関係者がいかに連携を図っていくことが最も重要であるということで承りました。本日、委員の皆様から頂戴いたしました御意見を反映させてさらに計画案として精査をしながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

また、本日限られた時間でございましたので、お気づきの点がございましたらメールでも結構ですでお寄せをいただければと思います。

引き続き、委員の各位の皆様のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（建築住宅課 宮澤企画幹）

以上を持ちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。